



「電子申請・届出システム」 の運用開始について

令和7年度 集団指導
高齢福祉課介護サービス整備係

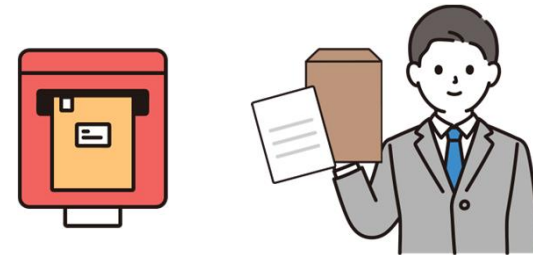


目次

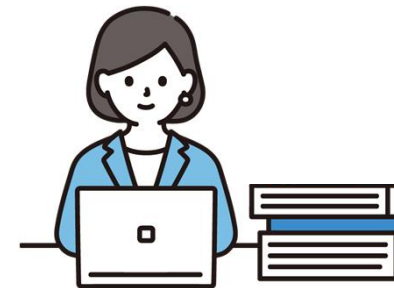
- ・ 電子申請・届出システムとは
- ・ 目的・背景
- ・ 対象となる届出内容、サービス
- ・ いわき市の運用開始日
- ・ 事業所の準備
- ・ 参考資料
- ・ Q&A

電子申請・届出システムとは

従来・・・新規指定申請、指定更新、変更届等は
作成したものを紙に出力し、持参又は郵送



電子申請・届出システム・・・紙に出力することなく、職場
からパソコンで提出可能になる





目的・背景

令和4年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、厚生労働省では、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みのため、「ウェブ入力・電子申請」を可能とすることが決まりました。

申請の際は厚生労働省の「電子申請・届出システム」を利用することとされております。

当システム自体は令和4年11月から運用開始しております。（いわき市は未実施）

※ 電子申請については令和8年3月31日までに全ての自治体が運用を開始することが決定しております。



対象となる届出内容・サービス

新規指定、変更届出、更新申請、加算に関する届出、他法制度に基づく申請届出等、**全てのもの**

入力画面
イメージ

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

1. 申請届出状況確認

申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

1. 新規指定申請

新規指定申請を行う機能

2. 変更届出

1. 介護保険事業の変更届出

介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能

2. 法人情報に係る一括変更届出

複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能

3. 更新申請

更新申請を行う機能

4. その他

1. 再開届出

2. 廃止・休止届出

3. 指定辞退届出

4. 指定を不要とする旨の届出 ※

5. 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 ※

6. 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請 ※

7. 介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請 ※

8. 介護予防支援委託の届出 ※

※ 4から7は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ

5. 加算に関する届出

加算に関する届出を行う機能

6. 他法制度に基づく申請届出

介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

対象となる届出内容・サービス

介護サービスの種類

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	◎居宅介護サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 【通所サービス】 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院	◎地域密着型介護サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ◎居宅介護支援
予防給付を行うサービス	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護	◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援



いわき市の運用開始日

令和 7 年秋頃

正式な届出開始年月日が決定しましたら通知文にてお知らせします





事業所の準備 1 GビズIDの取得

GビズIDとは

・・・法人・事業所向け共通認証システム。GビズIDを取得することで一つのID・パスワードで複数の行政サービスにログインすることができます。

なぜGビズIDが必要なのか・・・電子申請・届出システムを利用するためにはログインが必要となります。
ログインするために必要なアカウントがGビズIDです。



事業所の準備 1 GbizIDの取得

GbizIDを取得するまでの流れ

1 申請に必要なものを
準備する

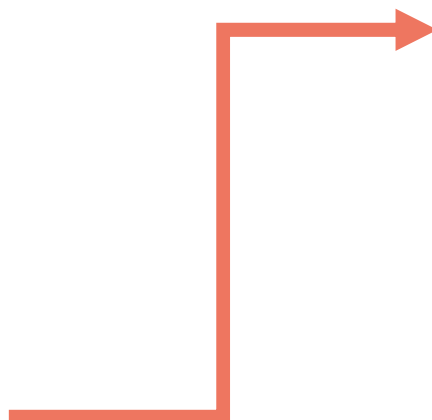
2 パソコンで申請書を
作成する

3 申請書を印刷し
押印する

4 申請書・印鑑証明書を
郵送する

5 審査完了後
メールがくる

6 パスワードの登録をする



事業所の準備 1 GビズIDの取得

① 申請に必要なものを準備する

1 【事前に】

gBizIDプライムの作成は次のものがが必要です。

① **スマートフォンもしくは携帯電話**
ワンタイムパスワードをSMSで受信します。



② **印鑑（登録）証明書と登録印**
申請書に押印の後、印鑑（登録）証明書と共に運用センターに送付します。



法人	印鑑証明書※ 法務局発行のもの	代表者印
個人事業主	印鑑登録証明書 市区町村発行のもの	個人の実印

注意：発行日より3ヶ月以内の原本

※年金基金、健康保険組合の方は印鑑証明書に掲載必須の項目があります。下記ファイルを参照し、作成してください。

【ファイルの掲載場所】

「TOPページ」→「利用者向けマニュアル」ページの【年金基金/健康保険組合向け様式】の下「印鑑証明書フォーマット」

2



① GビズIDのTOPページ

<https://gbiz-id.go.jp>

の「gBizIDプライムID作成」ボタンを押下します。



①各項目を入力してください。

※「法人名」、「所在地」は、法人番号を入力し
「法人情報取得」ボタンをクリックすると情報取得できます。
※法人番号が不明な時は「国税庁法人番号公表サイト」
(法人番号入力欄下のリンク先)で検索できます。

②全ての項目が印鑑証明書の記載と一致していることを確認し、「次へ」をクリックしてください。（法人番号、フリガナを除く）

※ 印鑑証明書には「法人等番号」が印字されているため、法人番号は桁数が一致しません。また、一部法人においては番号自体が異なる場合があります。

注意：印鑑証明書の記載と異なっている場合は、書類不備とみなされ審査に通りませんので、ご注意ください。



事業所の準備 1 GビズIDの取得

③ 申請書を印刷し、押印する

申請書作成 (情報入力)

申請書作成 (情報確認)

書類送付

※申請はまだ完了していません。
必要書類を送付いただき、審査完了ののち、登録いただいたメールアドレスに連絡いたします。また、審査には一定の期間を要します。

申請書をダウンロードしてください。
また、申請書は印刷の上、印鑑（登録）証明書の印鑑を押印いただき、印鑑（登録）証明書（一通）とあわせてGビズID運用センターに郵送してください。
なお、ダウンロードした申請書は大切に保管してください。



申請書ダウンロード

①

①「申請書ダウンロード」ボタンを押下します。

②表示された申請書を印刷します。



事業所の準備 1 GビズIDの取得

④ 申請書・印鑑証明書を郵送する

- ①「作成日」欄に作成日を手書きで記入します。
- ②「実印欄」に法人の場合は「印鑑証明書」の代表者印、個人の場合は「印鑑登録証明書」の実印を押印します。
- ③記載内容と異なる連絡先に連絡希望の方は「連絡先担当者情報」欄を記入します。
- ④原本を下記送付先まで送付します。（申請書類はコピーして保管してください。）

種別	申請に必要な書類
法人	・gBizIDプライム登録申請書(法人) ・印鑑証明書 発行日より3ヶ月以内の原本 法務局発行のもの コピー不可
個人 事業主	・gBizIDプライム登録申請書(個人事業主) ・印鑑登録証明書 発行日より3ヶ月以内の原本 市区町村発行のもの コピー不可

【注意】

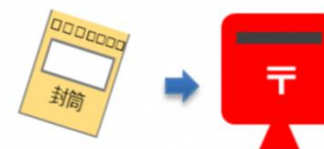
- ・手書き修正された申請書は無効となります。
- ・印刷後、記載内容に誤りがあった場合は、再度申請を行ってください。
- ・送付した申請書類は、審査の結果、申請が却下された場合をのぞき、原則返却は行いません。

【送付先】

- ・〒530-8532 GビズID運用センター宛

【送付先に関するご注意とお願い】

- ・郵便番号（個別番号）と宛名のみの記載で届きます。
- ・郵便料金は通常郵便物と同じです。
- ・郵便番号（個別番号）は日本郵便のみの取り扱いとなります。
- ・宅配業者などのサービスはご利用できません。





事業所の準備 1 GビズIDの取得

⑤ 審査完了後メールがくる

申請に不備がなければ原則 2 週間以内にメールが到着します。

メールに記載されているURLをクリックするとSMSにワンタイムパスワードが送付されます。

⑥ パスワードの登録をする

これから利用するパスワードを設定します。

パスワードの管理については事業所または法人のセキュリティーポリシーを厳守ください。

※ GビズID取得に係る問い合わせについては専門の問い合わせ先へお願いします。

(市では回答できません)

問い合わせ：0570-023-797

メール： <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>





事業所の準備 1 GビズIDの取得

アカウント種類	特徴	電子申請・届出システム利用可否
gBizIDプライム	法人の代表者のアカウント	○
gBizIDメンバー	gBizIDプライムのアカウントが発行する従業員向けアカウント	○
gBizIDエントリー	電子申請・届出システムで利用不可	×



事業所の準備 2 登記情報提供サービスの申し込み

登記情報提供サービスは、法務省が所管する登記所が保有する登記情報を、インターネットを使用して、パソコン等の画面上で確認できる有料サービスです。

これを利用することで、登記事項証明書を紙媒体のものをスキャンして提出することなく、データにより提出することが可能です。（※原則登記情報提供サービスを利用すること）

登記情報提供サービスを利用するためには登記情報提供サービスのホームページより利用申し込みが必要です。

(<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>)

問い合わせ：0570-020-220





事業所の準備 注意事項

- GビズIDについて、申請から取得までは2週間程度要する場合もございます。運用開始に間に合うよう、余裕をもって申請を行ってください。
- 電子申請・届出システムを利用し、市に申請が受理された際に、本システムからメールにてその旨をご連絡いたしますので、現在、事業所としてメールを整備されていない場合、お早めに準備いただくようお願いいたします。
なお、メールを整備された場合は【変更届】により市へ届出をしてください。



電子申請・届出システム 操作ガイド（事業所向け） 説明動画

操作ガイド（事業所向け）説明動画は、「操作ガイド（事業所向け）」を基に実際にシステムを利用しながら操作手順を動画で説明しています。機能別に説明する各編と、それらをまとめた「まとめ編」がありますので適宜利用ください。

ご利用方法

以下のリンク・QRコードから厚生労働省YouTubeチャンネルにアクセスしご視聴ください
なお、電子申請・届出システムの右上ヘルプより遷移するページにもリンクが掲載されています。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl_5MM5



動画タイトル	説明文	時間
利用準備編	電子申請届出システムの機能、システムの利用に必要な設定や準備、システム上の共通操作の説明	7:41
申請届出メニュー（共通機能）編	トップ画面にある各種共通機能の説明	6:05
新規指定申請編	新規指定申請提出時の操作手順の説明	11:11
変更届出編	変更届出提出時の操作手順の説明	11:18
加算届出編	加算届出提出時の操作手順の説明	4:36
申請届出状況確認編	申請届出状況の確認の説明	14:31
まとめ編	利用準備編～申請届出状況確認編をまとめて視聴できます。	55:26

事業所向け

電子申請届出システムデモ環境ご利用にあたり

デモ環境では、共通IDを使い申請・届出の試行が可能です。機能把握や業務検討等にご活用ください。
なお、本番環境をご利用の際のログインはGビズIDが必須となります。

接続について

申請届出URL：【<https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>】

ログインID：以下いずれかのIDをご利用ください。

（デモ環境のログイン画面でも「ログインアカウントについて」を押下することで同様のIDとパスワードをご確認いただけます。）

「demo1@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

「demo2@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

「demo3@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

パスワード：「password」（上記ID全てと共通のパスワードです。）

確認事項

- ・接続したページの背景が水色でページ左上の名称が「デモ電子申請届出システム」となっていることをご確認ください。
（本番環境はページ背景が白、名称が「電子申請届出システム」となっております。）

注意点

- ・デモ環境では、全自治体が申請先として選択可能です。申請後の自治体での受付以降の処理は原則行われません。
- ・デモ用のログインアカウントは共有です。同一のログインアカウントを複数のユーザが利用可能です。
- ・同一のログインアカウントで入力された情報は相互に閲覧・利用可能です。個人情報や機密情報は入力しないでください。
- ・入力した申請届出データは毎日24時に削除します。翌日は利用できませんのでご注意ください。
- ・申請時及び、受付時にメール送付はありません。
- ・デモ環境の仕様・操作方法について
のお問い合わせは原則受け付けておりません。
- ・操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアル・操作ガイドをご参照ください。

Q&A



問 1

本システムが開始された場合、申請・届出は電子申請でのみ受付けるの？
紙で申請はできなくなる？



回答 1

省令により、原則「電子申請・届出システム」を利用することとされたため、「やむを得ない事情」を除いて、紙での申請は受け付けません。
なお、やむを得ない事情について、現在国から具体的な例については提示されておられません。
そのため、やむを得ない事情についてはいわき市が事業所毎に（個別に）判断することになります。電子申請・届出システムが利用できない場合にはご相談ください。



Q&A



問 2

いわき市以外の自治体からも指定をとっているが、全ての自治体で電子申請となるの？



回答 2

本システムはデジタル手続法第 2 条の基本原則を鑑みて整備するものであり、同法13条には自治体が行政手続きをオンライン化する努力義務が規定されています。

そのため、全ての自治体で「電子申請・届出システム」の使用が原則化されております。

ただし、「電子申請・届出システム」の運用開始時期は自治体によって異なるため、使用可能であるかは各自治体担当者にお問い合わせください。

Q&A



問3

使い方等のマニュアルがほしい。

回答3

市ホームページにおいて、今回の説明内容と併せて国が公開するマニュアルのリンク等を公開しております。

ホームページの掲載場所は

トップページ > 産業ビジネス > 福祉・介護 > 介護保険事業者の申請・届出等 > ◆介護サービス事業者に関する電子申請・届出システムについて
です。





Q&A



問 4

介護職員等処遇改善加算に関する届出も電子申請・届出システムを利用するの？



回答 4

現時点では処遇改善加算に係る計画書及び実績報告書は電子申請・届出システムの対象外です。従来通り紙で提出いただきますのでご注意ください。

Q&A



問 5

介護予防・日常生活支援総合事業の指定も受けているが、届出はどのようにするの？



回答 5

他サービス同様、介護予防・日常生活支援総合事業についても、電子申請・届出システムにより届け出る必要があります。
申請の際は【サービス分類】として「居宅施設」「地域密着型」「基準該当」「総合事業」のいずれかを選択いただきますので、サービス毎に申請をしてください。

Q&A

電子申請届出システム

[お問合せ先](#) [ヘルプ](#) [ユーザ情報](#) [ご利用条件](#) [専用窓口](#) [ログアウト](#)

[メニュー](#) > 廃止・休止届出

届出先選択 > 様式入力 > 添付書類アップロード > 確認

廃止・休止届出 届出先選択

届出先窓口となる指定権者区分と都道府県または市区町村を選択して「次へ」を押してください。

【状況確認および入力再開メニュー】

1. サービス分類選択

☒ 居宅施設 ☐ 地域密着型 ☐ 基準該当 ☐ 総合事業

2. 都道府県選択

都道府県

3. 届出先選択

届出先

※指定権者区分が「政令市・中核市」、「その他の市区町村」となる場合には、指定権者選択においては、該当の市区町村まで必ず選択してください。

※選択した指定権者区分に応じて、様式入力画面で選択できる届出サービスの種類が変更となるため、ご承知おきください。

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に届出先自治体に確認をお願いいたします。

一時保存

次へ

メニューへ

[このページのトップへ](#)

Q&A



問 6

GビズIDが複数種類があってどれを取得すべきかわからない。



回答 5

電子申請・届出システムの利用にはまず法人として「GビズIDプライム」の申請をしてください。その後従業員の方は「GビズIDメンバー」で電子申請・届出システムを利用できます。

詳細は「<https://gbiz-id.go.jp/top/>」をご覧ください。



以上となります。